

【滋賀県立体育館利用料金表】

2019/10/1改定

1 競技場

(1) 貸切り使用

区 分			県内			県外		
			午前	午後	夜間	午前	午後	夜間
			午前8時30分から 午後零時30分まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時30分から 午後9時30分まで	午前8時30分から 午後零時30分まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時30分から 午後9時30分まで
大 競 技 場	入場料またはこれに類する金銭(以下「入場料等」という。)を徴収しない場合	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校等またはこれらに關係のある団体(以下「幼稚園等」という。)が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	7,200	11,200	14,500	10,900	16,800	21,700
		アマチュアスポーツに使用する場合	14,500	22,500	29,000	21,700	33,700	43,500
		その他の催物に使用する場合	51,500	79,400	103,000	77,200	119,100	154,500
	入場料等を徴収する場合	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	14,500	22,500	29,000	21,700	33,700	43,500
		アマチュアスポーツに使用する場合	29,000	45,000	58,200	43,500	67,500	87,300
		その他の催物に使用する場合	72,700	112,000	145,000	109,000	168,000	217,500
		入場料等が1,000円以下の場合	145,000	225,000	290,000	217,500	337,500	435,000
		入場料等が1,000円を超える場合						
小 競 技 場	入場料等を徴収しない場合	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	3,700	5,600	7,200	5,500	8,500	10,900
		アマチュアスポーツに使用する場合	7,200	11,200	14,500	10,900	16,800	21,700
		その他の催物に使用する場合	26,300	39,600	51,500	39,400	59,400	77,200
	入場料等を徴収する場合	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	7,200	11,200	14,500	10,900	16,800	21,700
		アマチュアスポーツに使用する場合	14,500	22,500	29,000	21,700	33,700	43,500
		その他の催物に使用する場合	37,100	56,800	72,700	55,600	85,200	109,000
		入場料等が1,000円以下の場合	72,700	112,000	145,000	109,000	168,000	217,500
		入場料等が1,000円を超える場合						

(2) 個人使用

区 分	県内		県外	
幼稚園、小学校、中学校もしくは中等教育学校(前期課程に限る。)の幼児、児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者	1人2時間につき	260	1人2時間につき	390
高等学校もしくは中等教育学校(後期課程に限る。)の生徒またはこれらに準ずる者	同	410	同	610
その他の者	同	580	同	870

区 分	県内			県外		
	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間
	午前8時30分から 午後零時30分まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時30分から 午後9時30分まで	午前8時30分から 午後零時30分まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時30分から 午後9時30分まで
特別室	2,500	4,100	4,900	3,700	6,100	7,300
第1会議室	1,400	2,100	2,300	2,100	3,100	3,500
第2会議室	2,500	4,100	4,900	3,700	6,100	7,300
第3会議室	3,000	4,600	5,400	4,500	6,900	8,100
第4会議室	2,500	4,100	4,900	3,700	6,100	7,300

〔注〕

- 県外居住者については、**条例で定められた額**の1.5倍の額となります。
- 県内**の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校等が児童または生徒を対象として学校行事またはクラブ活動に使用する場合は、**条例で定められた額**の2分の1の額となります。
- 県内に居住する**65歳以上の方および**県内に居住する**障害者(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者をいう。)の方が、競技場を個人使用する場合は、**条例で定められた額**の2分の1の額となります。
- 競技場(貸切り使用に限る。)または会議室の使用時間がこの表の使用時間を超える場合(この表の使用時間の区分に渡って引き続き使用する場合は除く。)は、午前8時30分以前の場合は午前、午後零時30分から午後1時までの場合は午後、午後5時から午後9時30分までおよび午後9時30分以降の場合は夜間とし、その区分に従いそれぞれ**条例で定められた額**を時間割計算によって算出した額を加算した額となります。この場合において、超過時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間となります。また、競技場(貸切り使用に限る。)の使用時間がこの表の使用時間の区分のうち2時間以内を使用する場合は、**条例で定められた額**の2分の1の額となります。
- 土曜日、日曜日または休日におけるその他の催物に使用する場合は競技場の貸切り使用については、**条例で定められた額**の1.5倍となります。
- 使用者が入場料等を徴収しない場合であっても、宣伝その他これに類する目的をもって催物を行うときは、1,000円を超える入場料等を徴収する場合とみなします。
- 準備または後始末のために競技場を貸切り使用する場合は、**条例で定められた額**の2分の1の額となります。
- 大競技場または小競技場の2分の1を貸切り使用する場合(入場料等を徴収しない場合であってその他の催物に使用するときおよび入場料等を徴収する場合は除く。)は、**条例で定められた額**の2分の1の額となります。また、**大競技場**の4分の1を貸切り使用する場合(入場料等を徴収しない場合であってその他の催物に使用するときおよび入場料等を徴収する場合は除く。)は、**条例で定められた額**の4分の1の額となります。
- 競技等を行うため競技場を貸切り使用する場合において付随して会議室を使用するときは、**条例で定められた額**の2分の1の額になります。
- 競技場の全面を、午前、午後、夜間のそれぞれの区分で15回の使用につき1回無料で使用できます。ただし、4月1日から翌年3月31日までの同使用年度内に限ります。なお、下記第12号に該当する場合は、これを適用しません。
- 幼稚園、小学校、中学校もしくは中等教育学校(前期課程に限る。)の幼児、児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者、高等学校もしくは中等教育学校(後期課程に限る。)の生徒またはこれらに準ずる方またはその他の方が、それぞれの区分で10回の個人使用につき1回無料で使用できます。ただし、2019年4月1日から2025年3月31日までの使用に限ります。
- 大競技場の団体貸切り利用における利用料金について、以下のアからエのいずれにも該当する場合は、条例に定められた「入場料を徴収するその他の催し物」の使用料区分の額の5割に相当する額とします。
 - ア 本県を活動拠点とするプロスポーツ団体であること。
 - イ スポーツを通じた地域貢献活動を定期的・継続的に実施しており、地域活性化および青少年の健全育成に資するものであること。
 - ウ 「みる」スポーツを通じた県民へのスポーツ振興に寄与するものであること。
 - エ 当該プロスポーツ団体の活動が、県から支援、協力を得られているものであること。
 ※ なお、この場合、前項第10号を適用しないものとする。
- 上記1～12によって算出した額で100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額となります。ただし、個人使用については、10円未満の端数を切り捨てた額となります。